

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

都道府県							都道府県						
別表第三							別表第三						
都道府県	病 院		基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	都道府県	病 院		基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)							(略)						
30008	削除	削除	削除	削除	削除	削除	30008	北海道	時計台記念病院	1.0451	0.0306	0.0093	0.0000
30009	北海道	カレス記念病院	1.0451	0.0397	0.0080	0.0000	30009	北海道	北光記念病院	1.0451	0.0560	0.0056	0.0000
(略)							(略)						
30635	削除	削除	削除	削除	削除	削除	30635	石川	国家公務員共済組合連合会北陸病院	1.0451	0.0484	0.0009	0.0000
(略)							(略)						
30742	削除	削除	削除	削除	削除	削除	30742	静岡	医療法人社団伊豆七海会熱海所記念病院	1.0451	0.0764	0.0427	0.0000
(略)							(略)						
31488	削除	削除	削除	削除	削除	削除	31488	鹿児島	医療法人厚生会小原病院	1.0063	0.0847	0.0100	0.0000
(略)							(略)						
31508	削除	削除	削除	削除	削除	削除	31508	沖縄	医療法人緑寿会小禄病院	1.0063	0.0592	0.0014	0.0009
(略)							(略)						